

鬼北町森林経営管理制度実施方針

令和6年10月

1 趣旨

鬼北町森林経営管理制度実施方針（以下、「実施方針」という。）は、鬼北町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう鬼北町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林所有者意向調査

森林所有者意向調査の対象森林等については、下記のとおりとする。

（1）対象森林

ア 所有形態

- ・ 個人単独
- ・ 個人共有
- ・ 株式会社外
- ・ 社寺

イ 保有形態

- ・ 部落山

（2）除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林
- ・ 公有林（国有林、県有林、市有林）
- ・ 分収林
- ・ 過去10年間に施業が行われている森林

（3）鬼北町森林面積等

森林面積	20,620 ha
うち国有林	1,765 ha
うち民有林 (うち人工林)	18,855 ha (12,541 ha)

（4）意向調査の区域および実施期間

意向調査を実施する森林は、旧広見町、旧日吉村の森林とし、10年を目安に全域を実施する。

なお、調査の実施状況や森林整備状況等を勘案し、実施する区域および実施期間等は、一般社団法人南予森林管理推進センターと協議のうえ、適宜決定するものとする。

3 意向調査後の森林経営管理の方針

- (1) 林業事業体への情報提供等により林業経営に適すると判断された森林は、林業事業体による事業実施等によって森林整備に導く。
- (2) 委託を希望すると回答のあった森林のうち本町が経営管理権を集積すべきと判断した森林については、経営管理権集積計画を作成する。
- (3) 経営管理権集積計画作成の対象森林は、下記のとおりとする。
 - ア 所有形態
 - ・個人単独
 - ・個人共有
 - イ 申し出のあった森林
- (4) 経営管理権集積計画に基づき、鬼北町森林経営管理事業の実施または経営管理実施権配分計画を作成する。
- (5) その他、森林経営管理制度の趣旨に沿った用務を行う。

4 森林経営管理制度の実施コスト

本町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、経営管理権の設定、森林の管理・整備、制度周知等に要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

5 森林環境譲与税の活用

- (1) 森林整備の促進
- (2) 一般社団法人南予森林管理推進センターへの負担金
- (3) 木材利用の促進
- (4) 普及啓発
- (5) その他、森林環境譲与税の趣旨に沿った事業

6 その他特記事項

- (1) この実施方針は、必要に応じて見直すこととする。
- (2) 意向調査や現地調査の結果等を林地台帳システムに反映することとし、林地台帳の精度向上に努める。
- (3) 今後、業務の進捗状況等により、職員の雇用や業務の外部委託などを含め、効率的、効果的な業務の実施体制を検討する。また、一般社団法人南予森林管理推進センターと連携して業務を進めるとともに、県及び流域市町とも情報の共有を図る。